

検査所のあゆみ

1 食肉衛生検査所設置の背景

昭和45年度

- 2月 広島県長期総合計画により、西部（広島）、東部（備後）、北部（備北）の3流通圏に各々と畜場を統合整備し、近代的設備のと畜場と併せて食肉衛生検査所を設置し、食肉衛生の管理体制を確立する基本計画が策定された。

この計画に基づき、すでに設置されている西部の広島市食肉衛生検査所に加え、東部及び北部に県立の食肉衛生検査所を配置し、県下の食肉衛生検査体制の確立を図ることとされた。



昭和46年度

- 3月 北部の東城と畜場及び庄原市と畜場が廃止され、広島県経済連三次畜産物販売センターに統合される。
- 11月 東部食肉センター設立準備委員会結成。（委員長 県環境衛生課長）

昭和47年度

- 8月 東部食肉センター設立準備委員会が設置委員会に変更される。
（会長 福山市長）
- 2月 東部食肉センターの関係市町村（5市25町村）に対し、協力を要請する。

昭和48年度

広島県食肉衛生検査所設置案が策定される。

食肉衛生検査所設立の趣旨

近年、食肉の需給規模は急速に拡大し、日本食肉協議会の報告によれば、昭和45年は昭和30年の6.1倍の伸びが見られている。

広島県においても、最近10年で、と畜頭数は3倍弱の増加がみられ、このような食肉需給の拡大傾向は今後とも継続するものと考えられる。

また、一方において、と畜場に搬入される獣畜は、流通機構の変化に伴い集荷範囲の拡大、家畜飼養形態の変化、治療法、治療薬の開発等により、人畜共通伝染病を含む家畜疾病は、多様化している。更に最近では、食肉に残留する農薬、抗生物質等の問題が生じている。これら食肉衛生上の問題は、複雑多岐に亘り、この対策は急務とされている。

この現況に対して、現体制では対処しえず、国民に安全な食肉を供給するために、早急に科学的近代的な検査機能を有する食肉衛生検査所を設置する。

(広島県食肉衛生検査所設置案から抜粋)

9月 北部地域については、三次市内の広島県経済連三次畜産物販売センター粟屋分場入口に、食肉衛生検査所建設用地を確保し、賃貸借契約を締結した。

c o l u m n

東部地域については、昭和46年当時6ヶ所のと畜場を1ヶ所に統合すべく、東部食肉センター設立委員会を設置し、農林省の基幹食肉流通施設設置事業で推進が図られた。しかしながら、用地確保の問題から、東部食肉センターの昭和49年度設置は断念された。

そのため、東部の食肉衛生検査所については、統合整備されると畜場に設置するという方針から、未設置の状況が続くこととなった。

2 三次食肉衛生検査所の発足

昭和49年度

北部については、と畜場の統廃合が、昭和45年～46年度にかけて完了したため、県北部におけると畜検査業務及び食肉に関する調査研究の一元化をねらいとして、三次食肉衛生検査所を設置した。

4月 三次食肉衛生検査所発足

- ・ 建物面積：121.5㎡
- ・ 構造：補強コンクリートブロック 平屋建
- ・ 機構：衛生部—環境衛生課—食肉衛生検査所
- ・ 職員配置状況

職名	区分	と畜検査員	非常勤と畜検査員	計
所長		1		1
主任		1		1
主任技師		1		1
非常勤職員			1	1
現員		3	1	4

column

広島県三次食肉衛生検査所案内（パンフレットの抜粋）

食生活の向上につれて食肉の需要は増加し、これにつれて食肉衛生の保持は県民生活の上から重要な問題となっています。また、近時医学の発展に伴い、新たな人畜共通の伝染病がクローズアップされてきたばかりでなく、食品公害の問題など多岐に亘って今後更に研究を要する問題が山積していますので、食肉に起因する全ての事故危害を未然に防止しなければなりません。この重大な使命をになって、昭和49年4月から広島県三次食肉衛生検査所が誕生しました。

8月 庁舎竣工，落成式

検査所の全景



検査所平面図

(昭和49年8月10日竣工)



落成式の写真



正面右から２人目は、千葉初代食肉衛生検査所長（故人）

落成式祝辞

一言お祝いを申し上げます。

このたび、県当局のご尽力と地元三次市ならびに広島県経済農業協同組合連合会の格別なるご協力により、県北二市四郡を所管する三次食肉衛生検査所庁舎の落成をみましたことは、まことに慶祝にたえません。

ここに、関係各位のご努力に対し深く敬意を表する次第であります。

さて、申すまでもなく、当備北地域は古くから和牛の産地として輝かしい歴史と伝統を有しており、いまなお生産農家のご努力によってその名声を維持されておるのであります。

ご案内のとおり、今日国民の生活水準の向上にともないまして、畜産物の需要は年々増大の一途をたどっており、これが需要に対応して畜産の生産振興がはかられなければなりません。一方、消費面におきましては、食肉の衛生管理と安全性が確保されなければならないのであります。

この意味におきまして、当検査所の責務はきわめて重大なるものがあります。

どうか、この検査所に勤務されます職員の皆さん方には、これを期に心機一転され、一層検査業務にご精励いただき食肉の衛生管理に万全を期せられ、もって県民の期待にこたえられますよう念願してお祝いのことばといたします。

昭和 49 年 8 月 24 日 広島県議会議長 西田修一

c o l u m n

庁舎建設に当たっては、運悪く昭和４８年のオイルショックと重なり、「予算的に大変厳しいものになった。」と、当時、本庁での担当者の一人であった藤原主任（故人）が、後によく残念がっておられた…。

昭和５２年度

７月 実験動物舎及び車庫の建設。

昭和５３年度

４月 と畜検査員が１名増員され、非常勤職員を含めて５名体制となる。

職員の配置状況

職名	区分	と畜検査員	非常勤と畜検査員	計
所	長	１		１
主	任 技 師	１		１
技	師	２		２
非常勤職員			１	１
現	員	４	１	５

昭和54年度

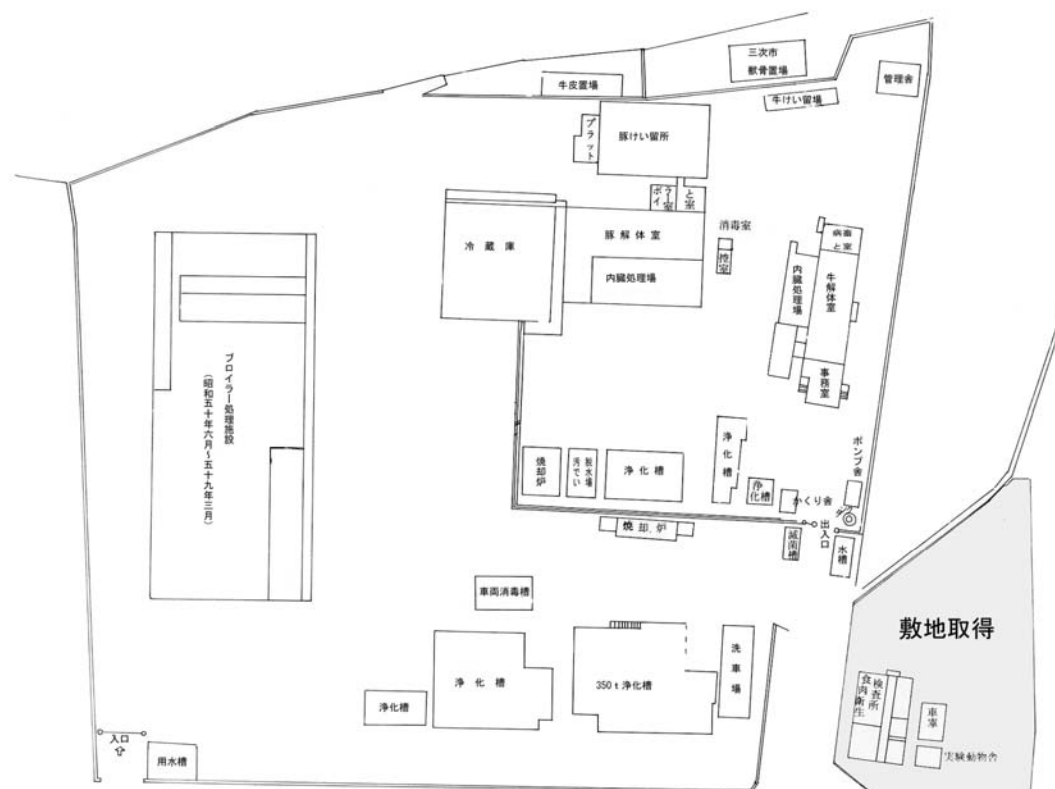
1月 検査保留用冷凍冷蔵庫の建設。

有効面積 冷凍庫9㎡ 冷蔵庫4.8㎡



3月 敷地取得。1,270㎡

(広島県経済連三次畜産物販売センタ栗屋分場入口)



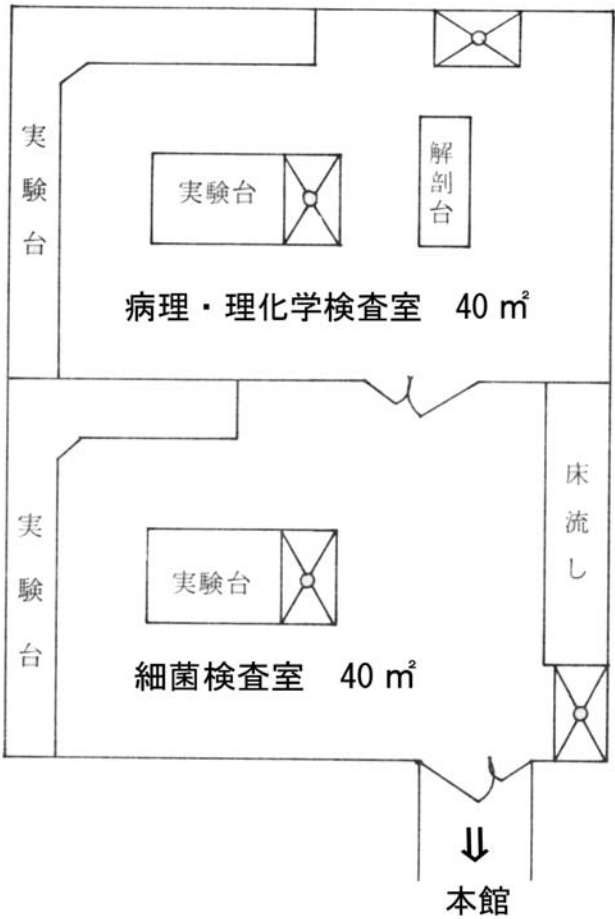
昭和56年度

4月 と畜検査員1名及び非常勤と畜検査員1名が増員され、非常勤職員を含めて7名体制となる。

職員の配置状況

職名	区分	と畜検査員	非常勤と畜検査員	計
所長		1		1
主任		2		2
技師		2		2
非常勤職員			2	2
現員		5	2	7

1月 検査棟の建設（80㎡）及び敷地の整備。



3月 検査用機械器具の充実整備。



検査所の全景

検査棟



検査棟完成時の集合写真

西谷環境衛生課長（左から２人目）が現地を視察。

門柱のプレート「広島県三次食肉衛生検査所」は、西谷環境衛生課長が揮毫。

3 食肉衛生検査所組織の一元化

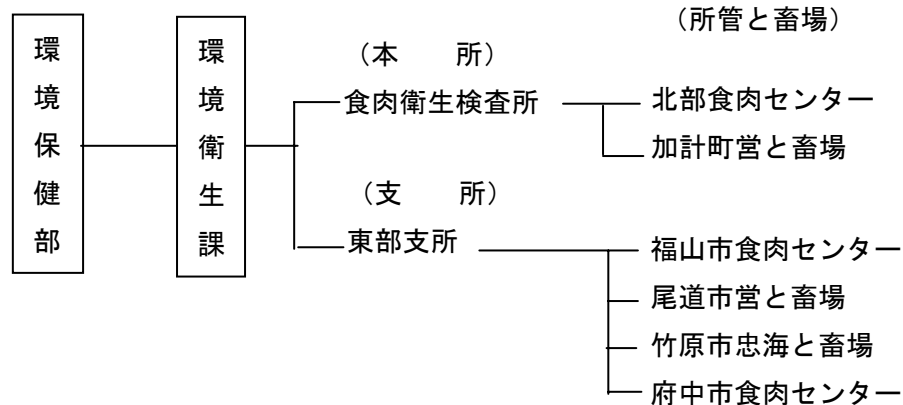
昭和59年度

4月 食肉衛生検査体制の充実強化が図られ、従来、保健所で実施していた県東部地域についても食肉衛生検査所で実施することとなり、全県の食肉衛生検査業務が一元化された。

組織改正が行われ、三次食肉衛生検査所が広島県食肉衛生検査所に名称が変更された。

なお、県東部地域は、福山合同庁舎北館の一部に、食肉衛生検査所東部支所として開所した。

○広島県食肉衛生検査所組織図



職員の配置状況

職名	所属	本所	支所	計
所 長		1		1
支 所 長			1	1
主 任			1	1
主 任 技 師		1	1	2
技 師		3	2	5
と 畜 検 査 員 (非常勤職員)		2	1	3
現 員		7	6	13

column

東部支所の発足に当たっては、いろいろと問題がありましたが、本庁の木原課長補佐が中心になり、他部局との調整が図られました。

○施設の状況

本 所

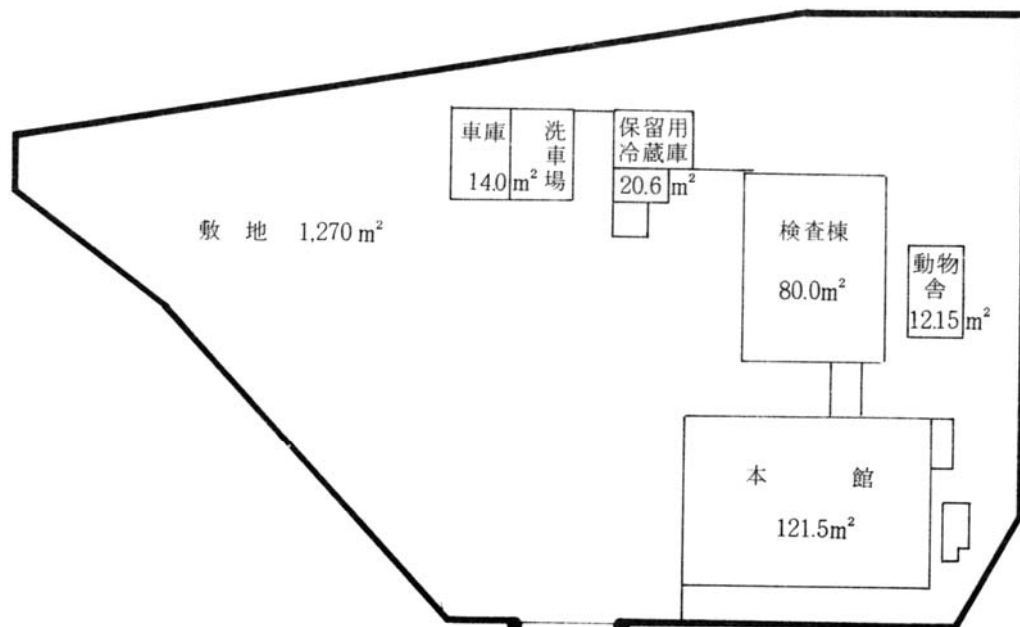
所 在 地 広島県三次市粟屋町 1 9 1 1 - 1

敷地面積 1, 2 7 0 m²

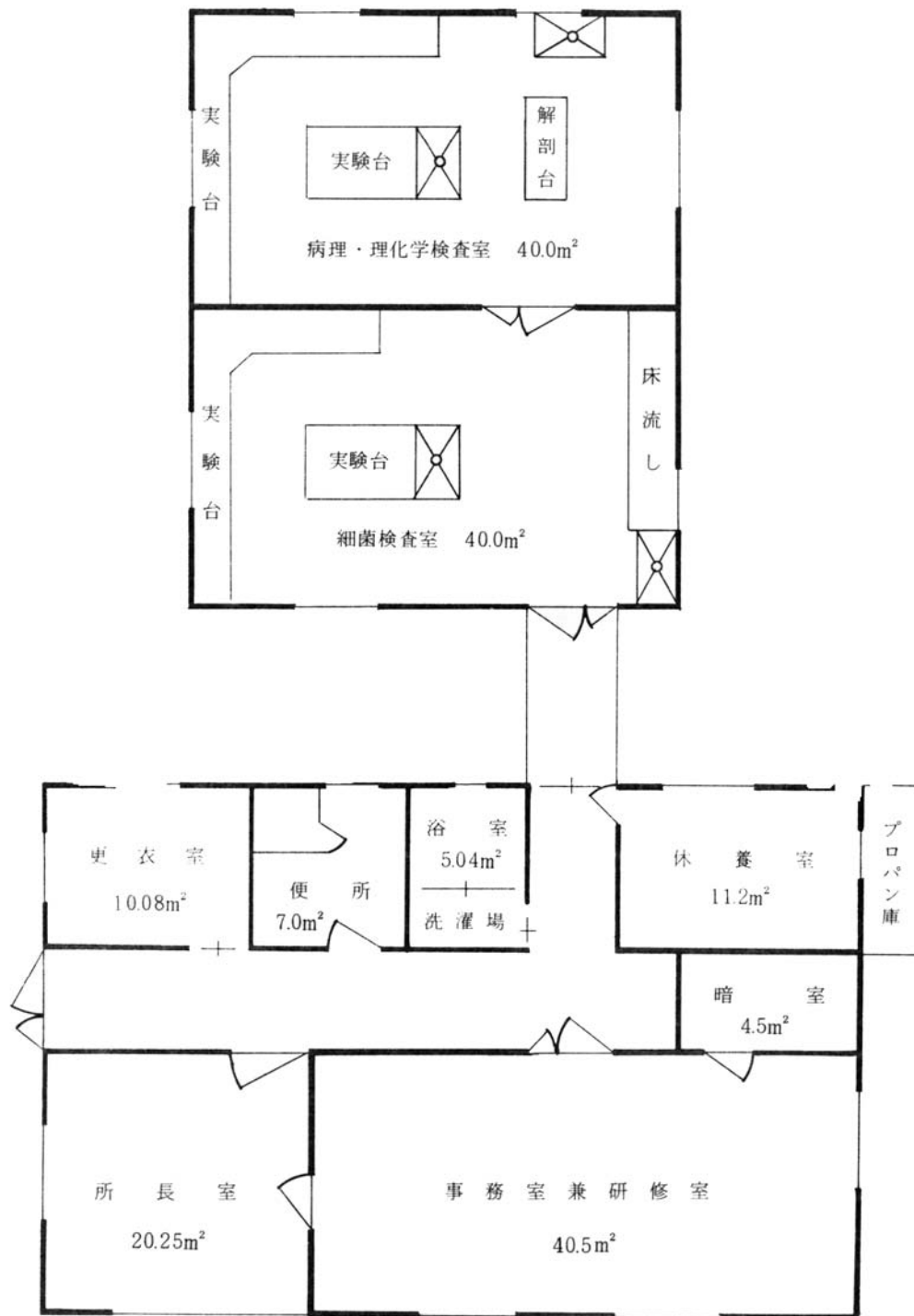
建 物	本 館	鉄筋コンクリート平屋	1 2 1. 5 0 m ²
	検査棟	"	8 0. 0 0 m ²
	動物舎	"	1 2. 1 5 m ²
	検査保留用冷蔵庫	"	2 0. 6 0 m ²
	車 庫	鉄骨スレート造平屋	1 4. 0 0 m ²

建築延面積 2 4 8. 2 5 m²

敷地建物の配置図



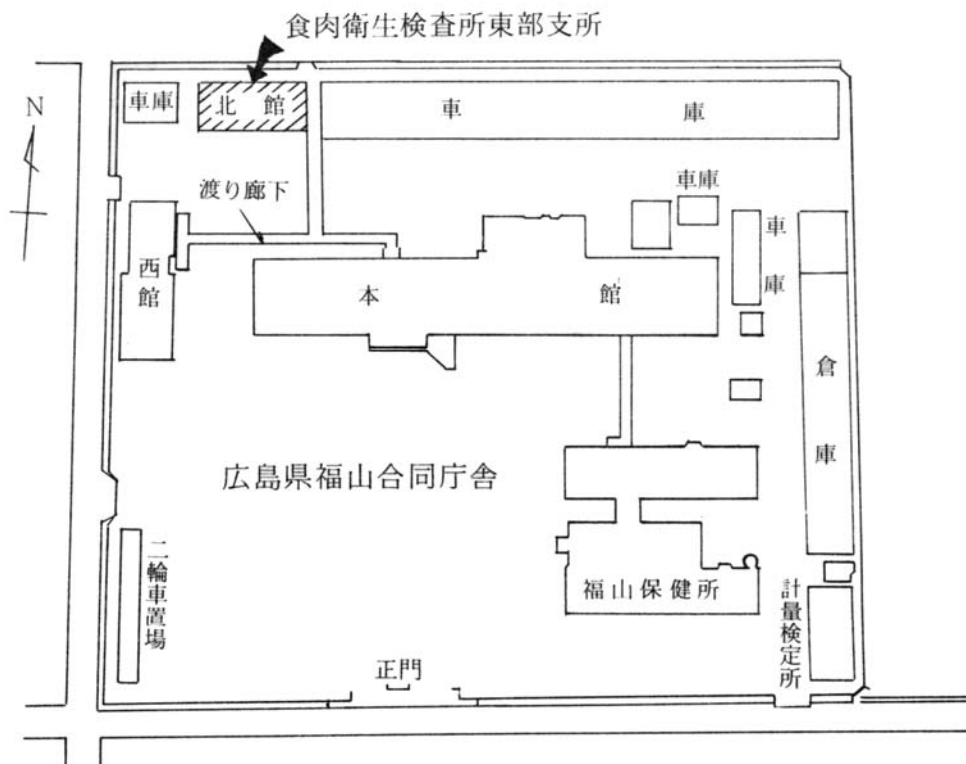
本館及び検査棟の平面図



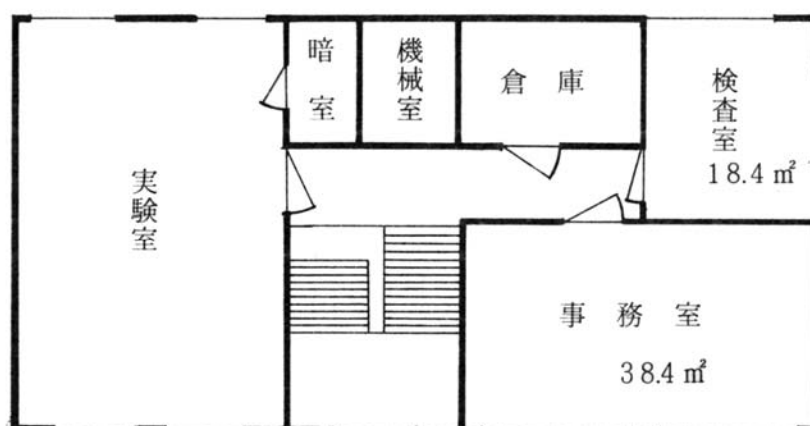
東部支所

○所在地 広島県福山市三吉町 1-1-1 広島県福山合同庁舎

○建物の配置図

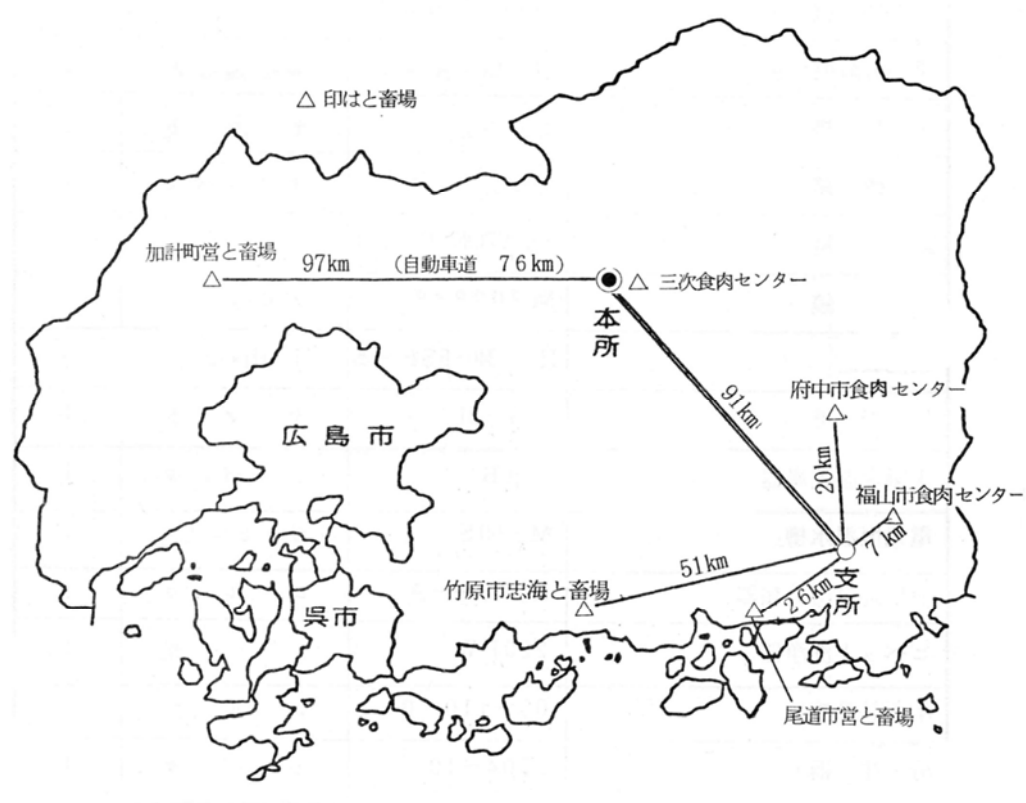


○平面図（北館2階）



管内の状況

所管区域は、県下全域（広島市，呉市を除く。）で、福山市に東部支所を設置した。



本所職員集合写真（昭和 59 年度）



支所職員集合写真（昭和 60 年度）

昭和 6 3 年度

- 4 月 東部支所のと畜検査員 1 名を減員し、非常勤と畜検査員 1 名が増員となる。
- 5 月 東部支所の検査室を拡張し、細菌、理化学検査室を設置した。
(北館 1 階、福山家畜保健衛生所の診断室を借用)

平成元年度

- 2 月 東部支所の細菌、理化学検査室に備品を整備するため、改修工事を実施した。
- 3 月 府中市食肉センターが廃止される。

平成 3 年度

- 4 月 「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」の施行に伴い、食鳥処理場の監視指導等の事務が、食肉衛生検査所に委任され、本所と東部支所にと畜・食鳥検査員各 1 名を配置した。
- 1 月 竹原市忠海と畜場が廃止される。

平成 4 年度

- 4 月 と畜・食鳥検査員 3 名(本所 2 名、東部支所 1 名)及び非常勤食鳥検査員 7 名(本所 5 名、東部支所 2 名)を配置し、食鳥検査を開始した。
初の女性と畜・食鳥検査員 2 名が配置された。
- 1 月 東部支所の事務室を拡張し、細菌、理化学検査室を 2 階に移動した。
- 3 月 本所に理化学検査室、女子更衣室及び女子便所を増築した。

平成 8 年度

- 4 月 食品衛生法第 17 条第 1 項及び第 22 条が食肉衛生検査所に委任され、本所の検査員 1 名が増員となる。
- 6 月 東部支所の事務室を 2 階から 1 階に移動した。
- 12 月 と畜場法施行令及び施行規則の一部が改正され、施設基準、衛生管理などに HACCP の考え方が取り入れられ、所要の経過措置期間後に適用されることとなった。
(完全適用日：大動物 平成 12 年 4 月 1 日、小動物 平成 14 年 4 月 1 日)

平成 10 年度

- 4 月 福山市が中核市に移行。
福山市が中核市に移行したことに伴い、東部支所の検査員 2 名が減員となる。
- 1 月 本所の増改築工事を着工する。

増改築風景



平成 1 1 年度

4 月 東部支所を廃止し、全職員が改築後の元本所に勤務することとなった。

職員の配置状況

職名 区分	と畜検査員	非常勤と畜検査員	非常勤食鳥検査員	計
所 長	1			1
次 長	1			1
専 門 員	5			5
主 任	2			2
主 任 技 師	2			2
技 師	1			1
非常勤職員		4	7	1 1
現 員	1 2	4	7	2 3

7 月 加計町営と畜場が廃止される。

9 月 増改築工事が終了し、新庁舎が竣工した。

3 月 尾道市営と畜場が廃止される。

平成 1 3 年度

4 月 検査員 1 名が減員となる。

1 0 月 牛海綿状脳症（B S E）の全頭スクリーニング検査を開始した。

平成 1 5 年度

6 月 管内の大規模食鳥処理施設（成鳥） 1 施設が廃業。

8 月 と畜検査員 1 名が減員となる。

3 月 高病原性鳥インフルエンザの簡易キットによる検査体制を整備した。

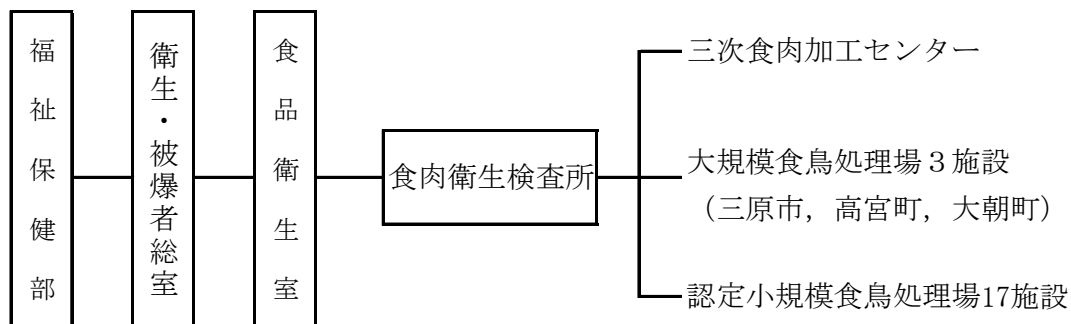
第1章「総説」

1 検査所の沿革

昭和46年2月	広島県長期総合計画により、西部（広島）、東部（備後）、北部（備北）、の3流通圏に各々とちく場を統合整備し、近代的設備のとちく場と併せて食肉衛生検査所を設置し、食肉衛生の管理体制を確立する基本計画を策定
昭和49年4月	広島県三次食肉衛生検査所として、とちく検査員3名、非常勤とちく検査員1名で発足
昭和49年8月	庁舎竣工（面積121.5㎡、補強コンクリートブロック平屋建）
昭和52年7月	実験動物飼育舎及び車庫の建設
昭和53年4月	とちく検査員1名増員
昭和55年1月	検査保留用冷凍冷蔵庫建設 （有効面積 冷凍庫9㎡、冷蔵庫4.8㎡ 平成11年増改築に伴い撤去）
昭和55年3月	敷地（1,270㎡）取得
昭和56年4月	とちく検査員1名、非常勤とちく検査員1名増員
昭和57年1月	検査棟の建設（80㎡）、敷地の整備
昭和57年3月	検査用機械器具の充実整備
昭和59年4月	広島県行政組織規則の一部改正により、従来保健所が所管していた食肉衛生検査業務を集中統合して、広島県食肉衛生検査所に組織及び名称を変更
昭和59年4月	福山市三吉町に東部支所を設置し、とちく検査員5名、非常勤とちく検査員1名を配置
昭和63年4月	東部支所にとちく検査員1名減員、非常勤とちく検査員1名増員
平成2年3月	府中市食肉センター廃止
平成3年4月	「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」の施行に伴い、食鳥処理場の監視指導等の事務が委任され、本所と東部支所に食鳥検査員各1名を配置
平成4年1月	竹原市忠海と畜場廃止
平成4年4月	食鳥検査員3名（本所2名、東部支所1名）、非常勤食鳥検査員7名（本所5名、東部支所2名）を配置し、食鳥検査を開始
平成5年3月	本所に理化学検査室、女子更衣室、女子便所、車庫を増築
平成8年4月	本所の検査員1名増員、食品衛生法第17条第1項及び第22条委任
平成10年4月	福山市の中核市移行に伴い、東部支所の検査員2名減員
平成11年1月	本所の増改築工事着工（平成11年9月竣工）
平成11年4月	東部支所廃止
平成12年3月	尾道市営と畜場廃止
平成13年4月	とちく検査員1名減員
平成13年10月	牛海綿状脳症（BSE）全頭スクリーニング検査開始

2 組織と機構

(1) 組織



(2) 広島県行政機関設置条例（昭和39年3月31日条例第94号）抜すい （食肉衛生検査所）

第6条の2 地方自治法第156条第1項の規定により，食肉に係る検査等に関する事務を分掌させるため，食肉衛生検査所を置く。

2 食肉衛生検査所の名称，位置及び所管区域は，次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
広島県食肉衛生検査所	三次市栗屋町	広島市，呉市及び福山市を除く県下全域

(3) 広島県行政組織規則（昭和39年3月31日規則第18号）抜すい

第5款 食肉衛生検査所

（名称，位置及び所管区域）

第46条の2 行政機関設置条例第6条の2の規定により設置された食肉衛生検査所の名称位置及び所管区域は，次のとおりである。

名称	位置	所管区域
広島県食肉衛生検査所	三次市栗屋町	広島市，呉市及び福山市を除く県下全域

（所掌事務）

第46条の3 食肉衛生検査所は，次に掲げる事務を所掌する。

- 1 獣畜のとさつ又は解体に伴う検査に関すること。
- 2 獣畜の肉，内臓等の検査に関すること。
- 3 とちく場の設置者若しくは管理者又はとちく業者の指導及び監督に関すること。
- 4 食鳥検査に関すること。
- 5 食鳥処理業者の指導及び監督に関すること。

6 前5号のほか，獣畜のとさつ及び解体並びにとちく場並びに食鳥処理及び食鳥処理場に関すること。

3 職員の配置状況

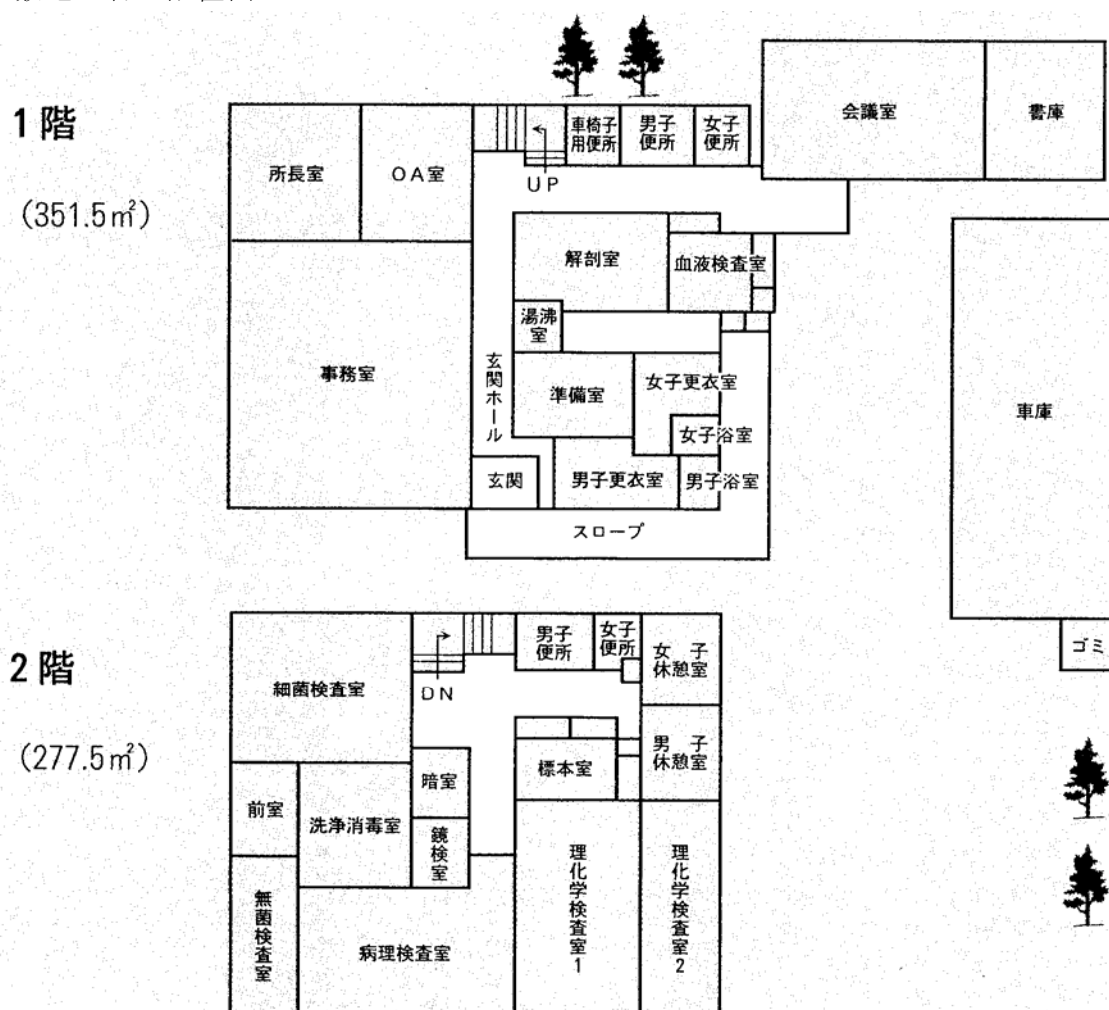
常 勤 職 員						非 常 勤 職 員		計
所 長	次 長	主 任 専門員	専門員	主 任	主任 技師	とちく検査員	食鳥検査員	
1	1	1	3	2	3	2	7	20

4 業務の内容

- (1) とちく 検 査……生体，解体前及び解体後検査
- (2) 食 鳥 検 査……生体，脱羽後及び内臓摘出後検査
- (3) 試験室内検査……細菌，理化学，病理組織及びBSEスクリーニング検査
- (4) 残留抗菌性物質等の検査・措置
- (5) 食鳥処理場の認定事務及び監視指導
- (6) とちく業者，とさつ解体従事者及びとちく場の衛生指導
- (7) 人畜共通伝染病等の調査研究
- (8) 検査結果の統計処理及び関係機関・生産者等へのフィードバック
- (9) 消費者に対する衛生思想の普及啓発

5 施設の状況

- (1) 所 在 地 広島県三次市栗屋町1911-1
- (2) 敷地面積 1,270㎡
- (3) 建 物 鉄筋コンクリート2階建て（1階351.5㎡，2階277.5㎡）
- (4) 敷地建物の配置図



6 検査用機械器具備品一覧表

品名	型 式	製 作 社 名	数 量
DNA増幅装置	システム2400	パーキンエルマー	1
pH測定器	カスタニーLBF13	ホリバ	1
アスピレーター	NEOC00L BP51	ヤマト	1
アルミブロック恒温槽	D T U-1 C	T A I T E C	2
安全キャビネット	SCV-1304EC2B	日立	1
遠心分離機	ヘマトクリット遠心器3110	クボタ	1
	マルチパーパス高速冷却遠心機68	クボタ	1
	ユニバーサル冷却遠心機5910	クボタ	1
	バイオフィュージ P r i m o R	日本ケンドロ	1
攪拌器	MGH-320	シバタ	1
	ウルトラディスパーサー用ゼネレーター	ヤマト	1
吸光光度計	U-2000	日立	1
クリオスタット	ピラスFS	ブライト社	1
血球計算器	MEK-5155	日本光電	1
	F-410	エルマ	1
顕微鏡	ECETr-2	オリンパス	1
	BHT-321	オリンパス	1
	BHS-322S	オリンパス	4
	ST-21	オリンパス	1
	FX-21	ニコン	1
	SMZ10-4	ニコン	1
	PM-10ADS-1	オリンパス	1
顕微鏡写真装置	UFX-DX-35	ニコン	1
顕微鏡テレビ装置	ICD-740-1	オリンパス	1
顕微鏡投影器	KD-740	オリンパス	1
恒温機	BF-200サーモメイト	ヤマト	1
	IN-61	ヤマト	1
	M-50S	サーモニクス	1
	NTS-1300N	東京理化	1
	CTP-101	東京理化	1
高速液体カマトグラフィー	SPDM6A	島津	2
小型インキュベーター	M-055N	T A I T E C	1
実体顕微鏡	SZH10-	オリンパス	1
自動定量式ピペット	スーパーマイスター481	エッペンドルフ	5
純水製造装置	GS-20	アドバンテック	1
	Elix3	MILLIPORE	1
ストマッカー	80T	オルガノ	2
スライド製作機	カラーホイulptプリンタB4C	サクラ	1
臓器撮影装置	T-115-A	高島	1
卓上細胞破碎機	Fast Prep FP120	BI0101 SAVANT	1
超音波清浄器	卓上型ブランソン3200-J4	ヤマト	1
ディープフリーザー	MDF-192	サンヨー	1
チェストフリーザー	S C R-F 1 2 1 G	サンヨー	1
電気泳動槽	MUPID-2	コスモバイオ	1
電気定温乾燥器	ND0-600ND	東京理化	1
ドラフトチャンバー	MP-2F	(株) 東洋機材	1
濃縮器	ロータリーエバポレーター	ヤマト	4
	セップバックラック	Waters	1
培養器	ガスパック100	BBL	1
秤	上皿電子天秤PJ-6000	メトラー	1
	AE100	メトラー	1
	電子マクロ分析天秤BA-120S	ザルトリウス	1
	上皿電子天秤EZ-500	研精工業	1
	精密電子天秤BX-420H	島津	1

品 名	型 式	製 作 社 名	数 量
パラフィン伸展器	T-75	高島商店	1
	丸形水溶伸展器	サクラ	1
	PS-52	サクラ	1
パラフィン溶融器	Tissue-Tek TEC5	三共	1
比色計	光電式SD-20	島津	1
ピペット洗浄器	超音波AW-31	ヤマト	2
孵卵器	MIR-153	サンヨー	1
	MIR-553	サンヨー	1
	IN601	ヤマト	1
プレートリーダー	MODEL550	BIORAD	1
プレートウォッシャー	MODEL1575	BIORAD	1
分析装置	スポットケムSP-4410	ARKLAY	1
分注器	連続分注ピペット8チャンネル	エッペンドルフ	1
	8連ピペッター	Finnpipette	1
	ピペットエイド7566	B・D社	1
	マイクロピペット4810-1000	エッペンドルフ	2
	マイクロピペット4810-250	エッペンドルフ	1
	マイクロピペット4810-20	エッペンドルフ	1
包埋装置	1400PB-2	白井松機械	1
ホモジナイザ	LK-22	ヤマト	1
マイクロトーム	LS113型	ヤマト	1
滅菌器	GM-6E	平沢	1
	MOV-212S	サンヨー	1
	SD30N	トミー	1
	HA-300M	平山製作所	1
	HV-50	平山製作所	1
	MLS-3750	サンヨー	1
落射蛍光顕微鏡	BHS-32	オリンパス	1
濾過装置	SEP-PAK C18	Waters	1
振盪器	MX-4	三光	2
	シェーカー	池本理化	1
冷蔵庫	MRFT-630D-D1	澤藤電機	1
	NR-314TG	ナショナル	1
	メディカルフリーザーMDF135	サンヨー	2
冷蔵ショーケース	RC-M15C	日立	1

7 管内の状況

所管区域は、県内全域（広島市・呉市・福山市を除く）。

（１）位置図

◎…検査所

△…とちく場

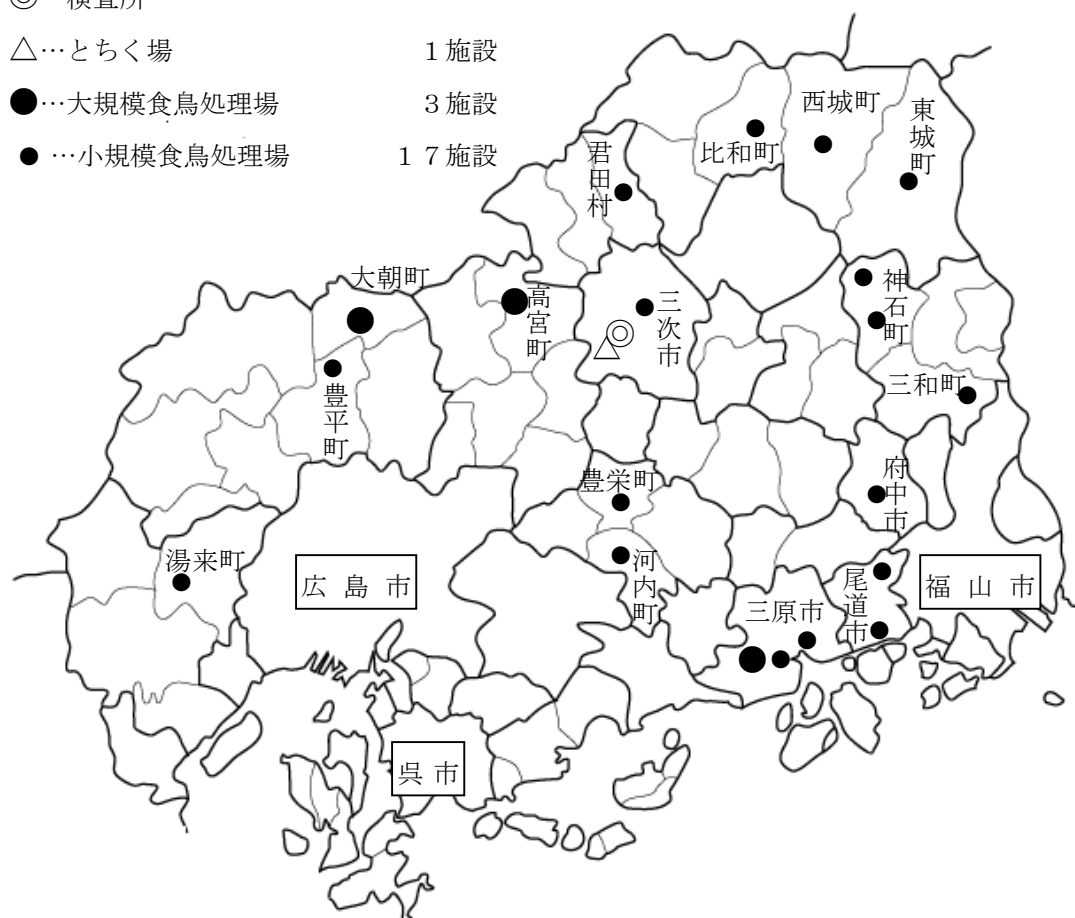
●…大規模食鳥処理場

●…小規模食鳥処理場

1 施設

3 施設

1 7 施設



（２）とちく場の概要

とちく場名	とちく場番号	所在地	面積 (m ²)		浄化槽能力 (t/日)	処理頭数/日 (頭)	
			敷地	建物		大動物	小動物
全国農業協同組合連合会 広島県本部 三次食肉加工センター	1 1	三次市 栗屋町 1905番地	14,305.0	3,743.8	770	25	300

(3) 大規模食鳥処理場の概要

処 理 場 名	所 在 地	1 日 平 均 処 理 羽 数 (羽)	食 鳥 処 理 管 理 者 数	浄 化 槽 能 力 (t/日)
広島食鶏事業協同組合	三原市新倉町 5 9 4 番地の 3	8,500羽	18	300
サイコー物産株式会社	高田郡高宮町羽佐竹 8 6 9	4,000羽	8	100
有限会社宮橋養鶏	山県郡大朝町大朝 1 8 9 5 - 2	1,500羽	9	120

第2章「事業の概要」

1 事業概況

当所は、昭和28年8月に制定されたと畜場法に基づいて、食用に供する目的で管内1と畜場に搬入される獣畜（牛、とく、馬、豚、めん羊、山羊）のとちく検査を実施している。

現場では、これら獣畜を1頭ごとに全頭について、生体検査から内臓検査、枝肉検査を行い、食肉の安全性確保に努めるとともに、HACCPの考え方にそって、とちく場施設の整備点検や作業従事者の衛生指導を実施している。さらに、残留有害物質モニタリング検査及び牛枝肉の衛生検査を計画的に実施し、食肉の衛生的品質向上を図っている。

また、平成3年度から施行された「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づき、平成4年度から管内3施設の大規模食鳥処理場で食鳥検査を実施し、管内17施設の認定小規模食鳥処理場の監視指導を行っている。さらに、残留有害物質モニタリング検査を計画的に実施し、食鳥肉の衛生的品質向上を図っている。

当所は、全国食肉衛生検査所協議会に加入し、調査研究、学会、研修会などを通じて検査技術の向上を図っているところである。

（1）とちく検査

ア 平成15年度の総とちく検査頭数（とちく場外とちく頭数を除く）は22,562頭で、前年度と比較して296頭（1.3%）増加した。

イ 検査の結果、全部廃棄した獣畜は89頭（牛1頭、豚88頭）で、その理由は膿毒症が41頭で最も多く、以下変性または萎縮が30頭、敗血症が14頭の順となっている。一部廃棄頭数は牛が1,684頭（93.8%）、豚が19,194頭（92.4%）であった。

（2）食鳥検査

ア 平成15年度の総食鳥検査羽数は、ブロイラーが3,391,898羽、成鶏61,881羽であった。

イ 検査の結果、全部廃棄した羽数は22,462羽（ブロイラー21,009羽、成鶏1,453羽）で、その理由は削瘦及び発育不良が7,885羽で最も多く、以下大腸菌症（5,294羽）、腹水症（3,473羽）の順となっている。一部廃棄羽数はブロイラーが67,273羽（2.0%）であった。

（3）試験室内検査

ア 人獣共通感染症、法定家畜伝染病及び抗菌性物質等の残留が疑われるものや、現場での診断が困難なものについては、試験室内において細菌学的、理化学的及び病理学的検査を実施して、その結果に基づいて診断を行っている。平成15年度に試験室内検査を行った獣畜43頭のうち、獣畜16頭（37.2%）を全部廃棄した。

イ と畜場に搬入される全ての牛についてBSE（牛海綿状脳症）スクリーニング検査を実施した。

平成15年度は1,795頭についてスクリーニング検査を実施し、全て陰性であった。

ウ 食肉の解体処理における細菌汚染状況を把握し、作業手順改善の効果判定等に用いるため、牛及び豚枝肉のふき取り検査を実施した。牛については、併せて腸管出血性大腸菌O157による汚染の有無を確認した。

エ 食肉及び食鳥肉への抗菌性物質等の残留の有無を調べるため、残留有害物質モニタリング検査を実施した。

（4）衛生指導等

ア 当所で作成したBSE対応マニュアルに基づき、発生時の対応について模擬演習を実施した。

イ 管内の大規模食鳥処理場3施設及び認定小規模食鳥処理場17施設について、立ち入り検査及び許可認定事務を行った。

(5) 消費者等に対する衛生教育

食肉の安全に対する関心が高まる中、消費者に対する衛生講習会、施設見学を実施した。

(6) 調査研究

2つのテーマ（牛枝肉等の脊髓組織付着状況調査及び洗浄効果について、ウシの肝臓の増殖性好酸球性小葉間静脈炎）について実施し、その成果を各種学会、研修会、業績発表会等で発表した。

2 とちく検査

(1) 月別とちく検査頭数

(単位：日、頭)

	検査日数	肉用牛		乳用牛		とく		馬		豚		めん山羊		月計
		健	病	健	病	健	病	健	病	健	病	健	病	
4	21	158								1,714				1,872
5	21	126								1,529				1,655
6	20	136								1,764				1,900
7	23	181								1,828				2,009
8	19	161								1,985				2,146
9	20	156								1,712				1,868
10	22	156						1		1,720				1,877
11	18	144						1		1,685				1,830
12	19	146								1,711				1,857
1	19	143								1,789				1,932
2	19	132								1,617				1,749
3	23	156								1,712				1,868
計	244	1,795	-	-	-	-	-	2	-	20,766	-	-	-	22,563

(2) 年度別とちく検査頭数

(単位：頭)

年度	牛	とく	馬	豚	めん山羊	計
6	14,369	43	23	57,032		71,467
7	13,967	28	24	37,843	7	51,869
8	13,156	23	16	34,938	8	48,141
9	12,701	19	27	30,002		42,749
10	4,348	21	1	26,328	3	30,701
11	4,238	18	2	22,908	1	27,167
12	2,248	11	2	19,532	1	21,794
13	1,625	6	-	20,462	-	22,093
14	1,868	-	2	20,396	-	22,266
15	1,795	-	2	20,765	-	22,562

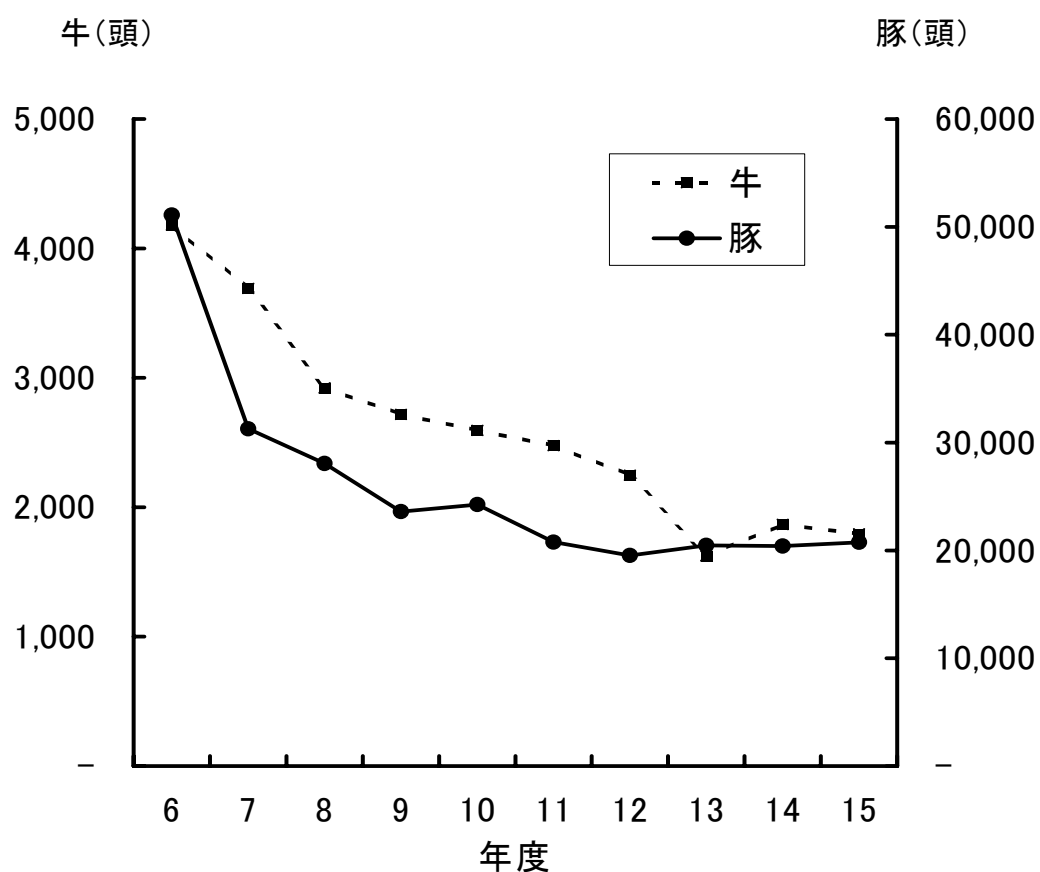
(注) とちく場外とちく頭数を除く

(3) とちく場別検査頭数

(単位：頭)

三 次 食 肉 加 工 セ ン タ ー	年度	牛	とく	馬	豚	めん山羊	計
	6	4,181	23	2	51,103		55,309
	7	3,691	17	4	31,294	3	35,009
	8	2,923	11	1	28,060	4	30,999
	9	2,717	14	2	23,595		26,328
	10	2,594	16	1	24,262	3	26,876
	11	2,476	14	2	20,782	1	23,275
	12	2,248	11	2	19,532	1	21,794
	13	1,625	6	-	20,462	-	22,093
	14	1,868	-	2	20,396	-	22,266
	15	1,795	-	2	20,765	-	22,562

(4) とちく検査頭数の推移（三次食肉加工センター）



(5) 原因別処分状況

(單位：頭)

[illegible]

(6) 年度別処分頭数

(単位：頭)

年度 （平成）	と　さ　つ　禁　止 解　体　禁　止					全　部　廃　棄					一																			
------------	----------------------	--	--	--	--	---------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

3 食鳥検査

(1) 月別食鳥検査羽数

(単位：日，羽)

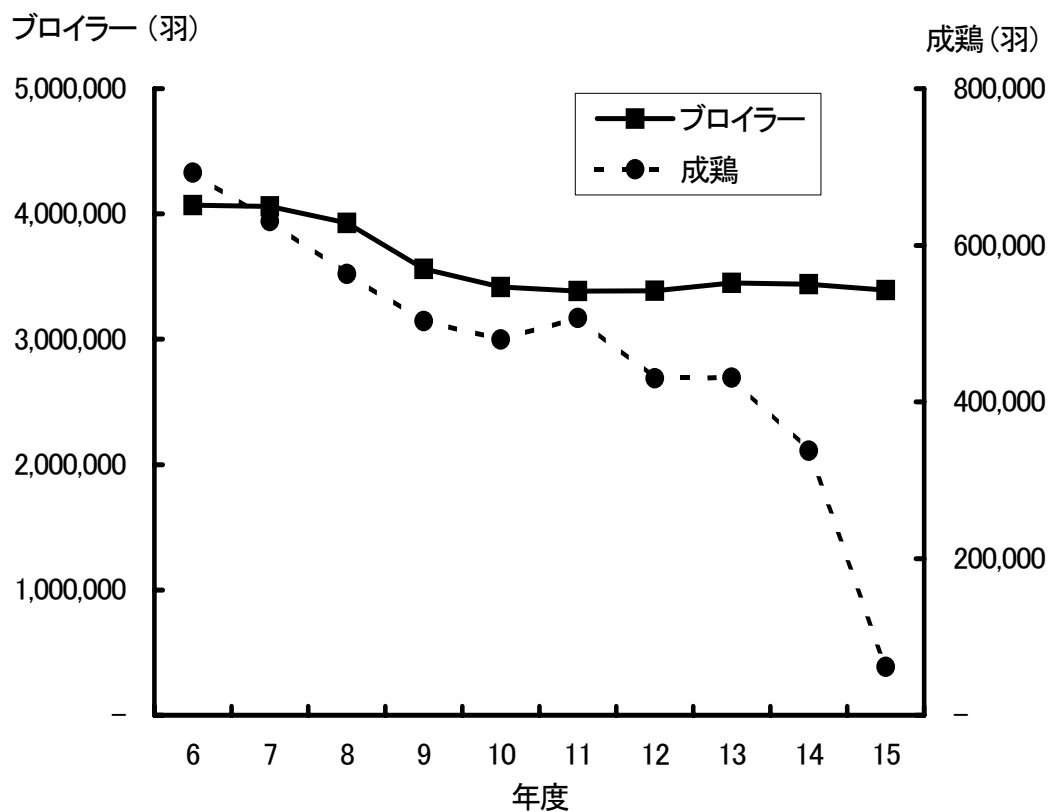
月	広島食鶏事業（協）			サイコー物産（株）		（有）宮橋養鶏		月 計
	日 数	ブロイラー	成 鶏	日 数	ブロイラー	日 数	成 鶏	
4	23	197,780		21	79,703	23	29,923	307,406
5	24	202,932	69	22	82,024	23	29,421	314,446
6	22	179,131	458	21	72,630	6	1,849	254,068
7	24	205,609	20	22	75,548		(廃止)	281,177
8	24	193,939	15	21	72,877			266,831
9	24	200,271	18	22	74,436			274,725
10	25	211,406		22	79,850			291,256
11	24	206,227	108	20	75,986			282,321
12	27	243,431		23	103,294			346,725
1	23	191,176		21	75,184			266,360
2	23	198,103		19	71,109			269,212
3	25	216,162		22	83,090			299,252
計	288	2,446,167	688	256	945,731	52	61,193	3,453,779

(2) 年度別食鳥検査羽数

(単位：羽)

年度	ブロイラー	成 鶏	あ ひ る	七 面 鳥	合 計
6	4,069,728	692,861			4,762,589
7	4,060,186	631,097			4,691,283
8	3,929,063	563,423			4,492,486
9	3,562,121	503,412			4,065,533
10	3,418,102	479,785			3,897,887
11	3,385,297	507,248			3,892,545
12	3,386,133	430,137			3,816,270
13	3,449,803	430,937			3,880,740
14	3,440,248	337,936			3,778,184
15	3,391,898	61,881			3,453,779

(3) 検査羽数の推移



(4) 年度別処分状況

(単位：羽)

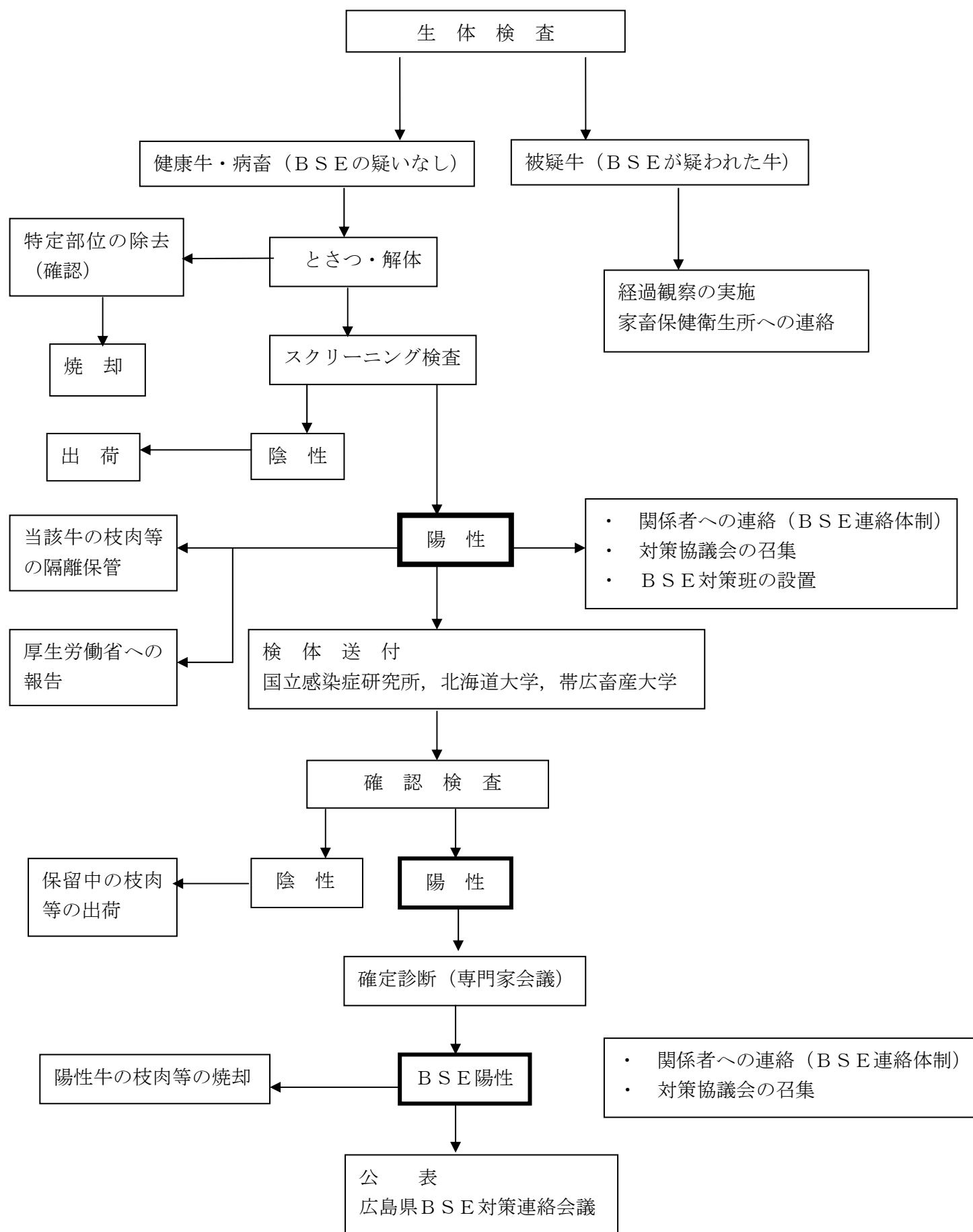
年度	検査羽数	処分羽数	処 分 区 分		処 分 率
			全部廃棄	一部廃棄	
6	4,762,589	91,373	20,647	70,726	1.92%
7	4,691,283	93,883	22,506	71,377	2.00%
8	4,492,486	111,230	25,287	85,943	2.48%
9	4,065,533	94,249	20,934	73,315	2.32%
10	3,897,887	107,267	25,302	81,965	2.75%
11	3,892,545	107,998	27,261	80,737	2.77%
12	3,816,270	62,045	25,030	37,015	1.63%
13	3,880,740	60,781	23,445	37,336	1.57%
14	3,778,184	100,613	25,517	75,096	2.66%
15	3,453,779	89,739	22,462	67,277	2.60%

(5) 原因別処分状況

(単位：羽)

			ブ ロ イ ラ ー			成 鶏			あ ひ る			七 面 鳥		
検 査 羽 数			3,391,898			61,881			-			-		
			禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄
処 分 実 羽 数			-	21,009	67,273	-	1,453	4						
疾病別羽数	ウイルス・クラミジア病	鶏 痘												
		伝染性気管支炎												
		伝染性喉頭気管炎												
		ニューカッスル病												
		鶏 白 血 病												
		封 入 体 肝 炎												
		マ レ ッ ク 病		272										
		そ の 他												
	細菌病	大 腸 菌 症		5,293			1							
		伝染性コリネバ												
		サルモネラ病												
		ブドウ球菌症		14										
		そ の 他												
	その他	毒 血 症												
		膿 毒 症												
		敗 血 症												
		真 菌 症												
		原 虫 病												
	その他	寄 生 虫 病												
		変 性			395									
		尿酸塩沈着症												
		水 腫		26	76		5							
		腹 水 症		2,732			741							
	その他	出 血			24,760			3						
		炎 症		3,144	42,036		55	1						
		萎 縮												
		腫 瘍		107			135							
		臓器の異常な形等			6									
	疾病	異 常 体 温												
		黄 疸		1										
		外 傷												
		中 毒 諸 症												
		消瘦及び発育不良		7,473			412							
	病	放 血 不 良		1,653			99							
		湯 漬 過 度		251			1							
		そ の 他		43			4							
		計	-	21,009	67,273	-	1,453	4						

4 牛海綿状脳症（BSE）対策



(1) とちく検査 (種類別)

(単位：頭，件数)

2) 食鳥検査 (種類別) (単位: 羽, 件数)

(単位：羽，件数)

[illegible]

(3) とちく検査 (検査項目別)

(単位：頭，件数)

検 査 区 分		検 査 頭 数	細 菌 検 査			血 清 反 応	血 液 検 査	病 理 検 査	理 化 学 検 査	寄 生 虫 検 査	動 物 実 験	検 査 延 件 数	陽 性 頭 数	措 置				備 考
			直 接 鏡 検	一 般 培 養	同 定									と さ つ 禁 止	解 体 禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	
細菌病	炭 疽	3	3			3						6						
	豚 丹 毒	21	3	68	18							89						
	サルモネラ病											-						
	結 核 病											-						
	ブルセラ病											-						
	破 傷 風											-						
	放 線 菌 症											-						
	抗 酸 菌 症											-						
	膿 毒 症	8		126	41							167	5			5		
	敗 血 症	23		238	72							310	9			9		
	そ の 他	2	2									2						
原虫病	トキソプラズマ病											-						
	そ の 他											-						
寄生虫病	の う 虫 病											-						
	ジストマ病											-						
	そ の 他											-						
その他の疾病	尿 毒 症	2					19		1			20	1			1		
	黄 疸											-						
	水 腫											-						
	腫 瘍	2						10				10	2			1	1	
	中 毒 諸 症											-						
	そ の 他	6						21				21	6				6	
その他 抗菌性物質等		20		194								194						
計		87	8	626	131	3	19	31	1	-	-	819	23			16	7	

(4) 牛海綿状脳症（B S E）スクリーニング検査

(単位:頭)

検査実頭数	分類			陽性頭数
	生後24ヶ月齢以上の牛のうち、生体検査において運動障害、知覚障害、反射又は意識障害などの神経症状が疑われたもの及び全身症状を呈するもの	生後30ヶ月齢以上の牛	その他の牛	
1,795	0	534	1,261	0

(5) モニタリング検査

ア 牛枝肉のふきとり検査

(検体数)

検査頭数	一般細菌数	大腸菌群数	腸管出血性大腸菌 O157	
			免疫クロマト法	P C R 法
36	72	72	16	33

イ 豚枝肉の汚染状況調査

(検体数)

検査頭数	一般細菌数	大腸菌群数
85	170	170

ウ 残留有害物質モニタリング検査

(検体数)

検査頭（羽）数	抗生物質	合成抗菌剤	内寄生虫用薬
20	194	0	

6 衛生指導等

(1) 三次食肉加工センターに対する衛生指導

ア BSE対策

平成 13 年度から、食用のためとさつ解体されるすべての牛のスクリーニング検査が実施されているところであるが、当所で作成した BSE 対応マニュアルに基づき、平成 14 年度に続き、発生時の対応について消毒作業等の実地訓練を含む模擬演習を実施した。

(ア) 事前協議

月 日	場 所	出席者数 (人)
9 月 22 日	検査所	5

(イ) 模擬演習

月 日	場 所	参加人数 (人)
9 月 26 日	検査所・大動物処理施設他	16

(2) 消費者に対する衛生教育

月 日	場 所	参加人数 (人)
12 月 5 日	検査所	10

(3) 小規模食鳥処理場立入検査

施 設 数	立 入 検 査 延 べ 件 数
17	17

(4) 小規模食鳥処理場の処理羽数及び廃棄処分状況 (単位：羽)

処 理 羽 数	68, 007
と さ つ 禁 止	—
全 部 廃 棄	982
一 部 廃 棄	1, 426